

2014年(平成26年)5月30日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 **東芝**

取締役

代表執行役社長 田中 久雄

第175期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第175期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら別記の株主総会参考書類をご検討いただき、2014年6月24日(火)午後5時15分までに到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2014年6月25日(水)午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目3番28号 国技館
3. 目的事項

報告事項 第175期(自2013年4月1日至2014年3月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件

決議事項

<会社提案(第1号議案)>

第1号議案 取締役16名選任の件

<株主提案(第2号議案から第5号議案まで)>

第2号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件

第3号議案 資産の有効利用に関する定款変更の件

第4号議案 自社株買いに関する定款変更の件

第5号議案 東京電力(株)福島第一原子力発電所内の東芝製機器の情報開示に関する定款変更の件

議案の要領は、別記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。
- インターネットにより議決権を行使される場合は、別記の「インターネットによる議決権行使に当たってのお願い」(18ページ及び19ページ)をご参照願います。
- 書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- 書面により議決権を行使される場合に、議案に対する賛否のご表示がされていないときは、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は、別添の第175期報告書のとおりであります。ただし、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm>)に掲載しておりますので、第175期報告書には記載しておりません。
 1. 事業報告の⑫当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)等、⑬当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策
 2. 連結計算書類の連結注記表
 3. 計算書類の個別注記表会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、第175期報告書に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、第175期報告書に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している事業報告の一部、連結注記表及び個別注記表となります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項について修正が生じた場合は、上記ウェブサイトにてその内容を掲載させていただきます。

以 上

第175期剰余金の配当(期末)のお支払いについて

当社は、2014年5月8日開催の取締役会で、剰余金の配当(期末)をお支払いすることを決議いたしました。つきましては、同年6月2日を支払開始日として、**1株につき4円(税込)の配当をお支払いいたしますので、同封の配当金(期末)領収証により、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局において、払渡期間(自2014年6月2日至同年7月31日)内にお受け取り願います。**

なお、配当の送金方法をご指定の方には、別途送金の手続をいたしました。

株主の皆様から事前にお送りいただいたご質問につきましては、株主総会の目的事項に関係のあるものを、当日の質疑応答に先立ち一括してお答えさせていただく予定です。準備の都合上、**2014年6月18日(水)午後5時15分までに**到達するよう、以下の方法によりご送付、ご送信されることにつきご協力をお願い申し上げます。なお、期限までにいただいたご質問について必ずご回答することをお約束するものではありません。

(書面の送付先) 〒105-8001 東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝 法務部

(電子メールの送信先) soukai@toshiba.co.jp

株主総会参考書類

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数 4,216,350 個

2. 議案及び参考事項

<会社提案(第1号議案)>

第1号議案は、会社提案によるものです。

第1号議案 取締役16名選任の件

1. 提案の理由等

取締役全員(16名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、16名を選任いたしたいと存じます。

なお、指名委員会は、次の基準に基づき取締役候補者を決定しており、各候補者はいずれもこの基準に合致し、取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

- ・人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- ・遵法精神に富んでいること
- ・業務遂行上、健康面で支障のないこと
- ・経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- ・当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- ・社外取締役にあっては、出身の各分野における実績と識見を有していること

伊丹敬之(候補者番号⑨)、島内憲(同⑩)、齋藤聖美(同⑪)、谷野作太郎(同⑬)の4氏は社外取締役候補者ですが、4氏を社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は次のとおりであります。

なお、伊丹敬之、島内憲、齋藤聖美の3氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として届出を行っており、谷野作太郎氏についても独立役員として届出を行う予定であります。

伊丹 敬之氏：経営学の専門家、大学の組織運営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

島内 憲氏：外交官としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

齋藤 聖美氏：ハーバード大学大学院において経営学修士(MBA)を取得するとともに、経営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

谷野 作太郎氏：外交官としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。

伊丹敬之、島内憲、斎藤聖美の3氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもってそれぞれ2年となります。

当社は伊丹敬之、島内憲、斎藤聖美の3氏との間で会社法第423条第1項の責任について、金3,120万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、3氏が再任された場合は継続する予定であります。また、谷野作太郎氏が取締役を選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

なお、伊丹敬之氏が2011年6月から社外監査役を務める(株)商船三井は、特定自動車運送業務に関して既存の取引の維持及び運賃の低落防止を図っていたとして、2014年3月に、公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。同氏は本件事実が発覚するまでその事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性とその徹底について注意喚起しておりました。本件事実の認識後、同氏は違反行為の排除及び内部統制システムの整備に関して適時適切に助言、指示し、再発防止策の提言を行いました。

2. 提案の内容

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
ささきのりお 佐々木 則 夫 1949年6月1日生 	取締役副会長	1972年4月 当社入社 2005年6月 執行役常務 2007年6月 執行役専務 2008年6月 取締役、代表執行役副社長 2009年6月 取締役、代表執行役社長 2013年6月 取締役副会長、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 一般社団法人電子情報技術産業協会会長	180



氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
② たなか ひさお 田中久雄 1950年12月20日生 	代表執行役社長、報酬委員会委員	1973年4月 当社入社 2006年6月 執行役常務 2008年6月 執行役上席常務 2009年6月 執行役専務 2011年6月 取締役、代表執行役副社長 2013年6月 取締役、代表執行役社長、現在に至る。	108
③ しもみつ ひでじろう 下光秀二郎 1952年9月21日生 	代表執行役副社長、代表執行役社長補佐、営業統括部担当、コーポレートコミュニケーション部担当、デザインセンター担当、支社担当	1976年4月 当社入社 2006年6月 執行役常務 2007年6月 執行役上席常務 2009年6月 執行役専務 2011年6月 取締役、代表執行役副社長、現在に至る。	96
④ くぼ まこと 久保誠 1952年1月31日生 	代表執行役副社長、代表執行役社長補佐、財務部担当	1975年4月 当社入社 2008年6月 執行役常務 2010年6月 東芝モバイルディスプレイ(株) 取締役社長 2011年6月 取締役、代表執行役専務 2013年6月 取締役、代表執行役副社長、現在に至る。	59

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
⑤ ふかくし まさひこ 深 申 方 彦 1954年2月19日生 	執行役専務、ライフスタイル事業グループ分担	1977年4月 当社入社 2008年6月 執行役常務 2009年6月 執行役上席常務 2011年6月 東芝モバイルディスプレイ(株) 取締役社長 2012年4月 執行役上席常務 2012年6月 執行役専務 2013年6月 取締役、執行役専務、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 東芝テック(株)社外取締役	61
⑥ こばやし きよし 小 林 清 志 1955年3月29日生 	執行役専務、電子デバイス事業グループ分担、品質推進部担当	1980年5月 当社入社 2008年6月 執行役常務 2010年6月 執行役上席常務 2012年6月 執行役専務 2013年6月 取締役、執行役専務、現在に至る。	70
⑦ うしお ふみあき 牛 尾 文 昭 1958年3月29日生 	執行役上席常務、人事・総務部担当	1982年4月 当社入社 2008年4月 東芝コンシューマエレクトロニクス・ホールディングス(株) 取締役 2009年6月 人事部長 2011年6月 執行役常務 2013年6月 取締役、執行役上席常務、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 一般財団法人海外邦人医療基金会長	38

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
<p>⑧</p> <p>むろまち まさし 室 町 正 志 1950年4月10日生</p> 	<p>監査委員会委員</p>	<p>1975年4月 当社入社 2004年6月 執行役常務 2005年6月 執行役上席常務 2006年6月 執行役専務 2008年6月 取締役、代表執行役副社長 2012年6月 常任顧問 2013年6月 取締役、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) エイチ・ツー・オーリテイリング(株)社外 監査役</p>	<p>86</p>
<p>⑨</p> <p>いたみ ひろゆき 伊 丹 敬 之 1945年3月16日生</p> 	<p>指名委員会委員、報酬委員会委員</p>	<p>1973年4月 一橋大学商学部専任講師 1975年3月 スタンフォード大学経営大学院客員助教授 1977年4月 一橋大学商学部助教授 1982年3月 スタンフォード大学経営大学院客員准教授 1985年4月 一橋大学商学部教授(2008年3月まで) 1994年8月 同大学商学部長(1996年7月まで) 2008年4月 東京理科大学総合科学技術経営研究科(2011年4月イノベーション研究科に改称)教授 2008年10月 同大学同研究科長、現在に至る。 2012年6月 当社社外取締役、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) 東京理科大学イノベーション研究科長 JFEホールディングス(株)社外監査役 (株)商船三井社外監査役</p>	<p>5</p>

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
<p>⑩</p> <p>しまのうち けん 島内 憲 1946年9月17日生</p> 	<p>報酬委員会委員長、 監査委員会委員</p>	<p>1971年4月 外務省入省 1995年4月 同省大臣官房外務参事官（報道・広報担当） 1997年8月 同省大臣官房審議官兼中南米局 1998年8月 在マイアミ総領事 2000年3月 在英国大使館公使 2002年1月 外務省中南米局長 2004年4月 駐スペイン大使 2006年8月 駐ブラジル大使 2010年11月 三井物産(株)顧問（2012年10月まで） 2012年6月 当社社外取締役、現在に至る。</p>	<p>5</p>
<p>⑪</p> <p>さいとう きよみ 斎藤 聖美 (戸籍上の氏名：武井聖美) 1950年12月1日生</p> 	<p>監査委員会委員、報酬委員会委員</p>	<p>1973年4月 (株)日本経済新聞社入社 1975年9月 ソニー(株)入社（1979年6月まで） 1984年8月 モルガンスタンレー投資銀行入行（1992年2月まで） 2000年4月 (株)ジェイ・ボンド（2008年4月ジェイ・ボンド東短証券(株)に商号変更）代表取締役社長、現在に至る。 2011年4月 東短インフォメーションテクノロジー(株)代表取締役社長、現在に至る。 2012年6月 当社社外取締役、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) ジェイ・ボンド東短証券(株)代表取締役社長 東短インフォメーションテクノロジー(株)代表取締役社長 昭和電工(株)社外監査役</p>	<p>11</p>

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
<p>⑫</p> <p>まさき としお(※) 真崎 俊雄 1952年8月5日生</p> 	<p>執行役専務、社会インフラシステム社長</p>	<p>1976年4月 当社入社 2006年4月 社会システム社副社長 2009年6月 執行役常務 2010年6月 執行役上席常務 2013年6月 執行役専務、現在に至る。</p>	<p>73</p>
<p>⑬</p> <p>にしだ なおと(※) 西田 直人 1954年2月11日生</p> 	<p>執行役上席常務、生産企画部担当、調達部担当、生産技術センター担当</p>	<p>1978年4月 当社入社 2009年4月 生産企画部長 2011年4月 技術企画室長 2012年6月 執行役常務 2013年6月 執行役上席常務、現在に至る。</p>	<p>38</p>
<p>⑭</p> <p>まえだ けいぞう(※) 前田 恵造 1956年12月28日生</p> 	<p>執行役常務、経営監査部長</p>	<p>1979年4月 当社入社 2008年6月 財務部長 2013年6月 執行役常務、現在に至る。</p>	<p>7</p>

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
<p>⑮</p> <p>しまおか せいや ※ 島岡 聖也 ※ 1955年12月24日生</p> 	<p>監査委員会室理事</p>	<p>1979年4月 当社入社 2007年6月 法務部長 2013年10月 監査委員会室理事、現在に至る。</p>	<p>15</p>
<p>⑯</p> <p>たにの きくたろう 谷野 作太郎 1936年6月6日生</p> 		<p>1960年4月 外務省入省 1989年6月 同省アジア局長 1992年7月 内閣官房内閣外政審議室長 1995年9月 駐インド大使兼駐ブータン大使 1998年4月 駐中華人民共和国大使(2001年3月まで) 2001年6月 当社取締役(2007年6月まで) 2002年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科客員教授(2007年3月まで)</p> <p>(重要な兼職の状況) 公益財団法人日中友好会館顧問 アルコニックス(株)社外取締役 スズキ(株)社外取締役</p>	<p>10</p>

(注) 1. 取締役会長西田厚聰、取締役北村秀夫、同須藤亮、同村岡富美雄、同小杉丈夫の5氏は、本総会の終結の時をもって退任いたします。

2. ※印は、取締役として新たに選任をお願いする候補者であります。

(ご参考)

1. 独立役員に関する情報

社外取締役候補者伊丹敬之(候補者番号⑨)、島内憲(同⑩)、斎藤聖美(同⑪)、谷野作太郎(同⑯)の4氏は、東京証券取引所等の定める独立性の要件を満たしています。

なお、伊丹敬之氏がイノベーション研究科長を務める東京理科大学と当社との間には取引関係はありません。

ん。齋藤聖美氏が代表取締役社長を務めるジェイ・ボンド東短証券(株)及び東短インフォメーションテクノロジー(株)と当社との間には取引関係はありません。谷野作太郎氏が顧問を務める公益財団法人日中友好会館に対し、当社は施設改修への支援として寄付を行っておりますが、100万円未満であり、独立性に問題はありません。

社外取締役候補者のその他の重要な兼職は、兼職先の社外監査役等であり業務執行に携わっていないため、独立性に影響はありません。

2. 第1号議案が承認された場合、役付取締役並びに委員会の構成及び委員長については以下の予定であります。

取締役会長：室町正志

取締役副会長：佐々木則夫

指名委員会：谷野作太郎（委員長）、室町正志、伊丹敬之

監査委員会：久保誠（委員長）、島岡聖也、島内憲、齋藤聖美、谷野作太郎

報酬委員会：島内憲（委員長）、室町正志、田中久雄、伊丹敬之、齋藤聖美

＜株主提案(第2号議案から第5号議案まで)＞

第2号議案から第5号議案までの議案は、19年以上前に発生し解決済みの個別事案に関連する議案を含む多数の株主提案を7年連続で行っている個人株主（1名）から提案されたものです。

提案株主からは、一昨年は56議案、昨年は60議案の株主提案がありましたが、いずれも不適法なものとして、念のため取り上げた1議案を除き株主総会に付議しておりません。本総会については7議案の提案がありましたが、そのうち法律上の要件を満たさないことが明確な3議案を除外して残り4議案をお諮りするものがあります。

なお、提案株主の議決権の数は、303個（総議決権に占める割合約0.007%）です。

取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対いたします。

各議案の提案の内容及び提案の理由は、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

一 株主提案一

第2号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『株主総会の議決権行使に関し、議決権行使書による議決権行使において、提案に対して株主の賛否の意思表示のない場合、会社提案、株主提案のどちらの提案に対しても無効であるとして取り扱うこと。また、インターネットを利用した議決権行使においても議決権行使書による場合と同じように取り扱うこと。』

（提案理由）

株主総会における議決権行使書による議決権行使に関し、現在、提案に対し株主の賛否の意思表示のない場合、会社提案については賛成、株主提案については反対（否）として取り扱っている。これは、株主提案に対し不当な差別的取り扱いである。株主権を軽んじる行為でもある。会社提案も株主提案と同等に無効として取り扱うべきである。

○第2号議案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第2号議案の株主提案について反対いたします。

本提案の内容に関しましては、法令の定めに基づき議決権行使書又はインターネットによる議決権行使に株主からの賛否の意思表示がない場合の取り扱いをあらかじめ会社で決定し、その旨を議決権行使書等に明記しております。また、当社の現在の取り扱いは適法であり、上場会社における一般的な取り扱いでもあります。一方、賛否の記載はないものの議決権行使書を会社に返送する行為は、一般的には会社提案に対して反対又は棄権の趣旨ではなく、会社に対する信任票の性格を持つと考えられており、わざわざ返送していただいた議決権行使書を無効として取り扱うことの方が、多くの株主様の意向に反すると考えます。

一株主提案一

第3号議案 資産の有効利用に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。なお、この議案は平成24年以降の定時株主総会に提案した議案と同じ内容の議案であるが、取締役会が一方的に不採用にしたので、複数の議案を1つの議案にまとめて再度提案するものである。

『所有している株式の内、次の(1)から(9)の全株式を平成26年7月から5年以内に売却すること。売却方法は次の(ア)から(ウ)とする。

(ア) 第一段階：売却先は、株式発行会社、および、株式発行会社社員、および、株式発行会社持株会社とし、適切な価格(注)で売却する。

(注) 取引所における価格、純資産から求めた価格。

(イ) 第二段階：第一段階で売れ残った株式は、株式発行会社が指定した金融機関に第一段階以上の価格で売却する。

(ウ) 第三段階：第二段階で売れ残った株式は、取引所に上場している場合は、市場で売却する。取引所に上場していない場合は、入札を行い売却する。

また、売却収入受け取り後1年以内に、売却収入の50%を有利子負債の返済に、30%を自社株買いに、20%を配当に支出すること。また、株式の売却状況、売却収入の支出状況を官報に開示すること。

- (1) 東芝機械株式会社
- (2) 東芝テック株式会社
- (3) 東芝プラントシステム株式会社
- (4) 西芝電機株式会社
- (5) 芝浦メカトロニクス株式会社
- (6) 池上通信株式会社
- (7) 株式会社ニューフレアテクノロジー
- (8) 株式会社トプコン
- (9) ウエスティングハウス社 』

(提案理由)

・全株式を売却することにより、上記子会社、関連会社に経営権、人事権を完全に移行でき、生え抜きの社長、取締役、執行役が多数生まれる。経営の自由度が増し、社員に一層活気が生じる。その結果、上記子会社、関連会社が一層発展し、東芝グループにとって有益であるから。

・株式を長期間保有しているよりは、売却して売却収入を有効に活用すべきであるから。

・無理、無駄な投資により、東芝の財務内容が悪化し、低価格で株式を発行しなければならなくなった。

売却収入を有効に支出することにより、1株当たりの資産価値を上げることができ、配当金を増やすことができ、東芝の株価を回復させることができるから。

・経営の基本方針は株主総会で株主が決める。取締役、執行役は、この基本方針に従い、会社経営を誠実に行うべきだから。

○第3号議案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第3号議案の株主提案について反対いたします。

当社は、当社による関係会社の株式の保有を通じたグループ経営が当社グループの事業展開と持続的成長の根幹と考えており、グループ全体の事業ポートフォリオの最適化や資産の有効活用にも十分配慮しながら、グループの企業価値の最大化を図る経営を行っております。

したがって、関係会社の株式の売却を定款で規定することは、当社経営を不当に拘束するものであり適切でないと考えます。

一株主提案一

第4号議案 自社株買いに関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。なお、この議案は平成24年以降の定時株主総会に提案した議案と同じ内容の議案であるが、取締役会が一時的に不採用にしたので、再度提案するものである。

『平成26年7月から10年間、年間400億円以上の自社株を購入し続けること。自社株買い状況を官報に開示すること。』

(提案理由)

・無理、無駄な投資により、財務内容が悪化し、低価格で株式を発行しなければならなくなった。事業の見直し、資産の有効活用を行えば、自社株買いを続けることができる。その結果、1株当たりの資産価値を上げること、配当金を増やすこと、株価を回復できるから。

・経営の基本方針は株主総会で株主が決める。取締役、執行役は、この基本方針に従い、会社経営を誠実に行うべきだから。

○第4号議案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第4号議案の株主提案について反対いたします。

自己株式の取得は、配当その他の株主還元策の実施状況、当社の業績、財務状態及び成長戦略、証券市場の状況等、諸般の要素を踏まえ、取締役会にて適切に判断する所存であり、定款に毎年の自己株式の取得額を固定的に記載するのは適切でないと考えます。また、このような定款の規定は、分配可能額に関する法令に

違反するおそれもあります。

—株主提案—

第5号議案 東京電力（株）福島第一原子力発電所内の東芝製機器の情報開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。なお、この議案は平成24年以降の定時株主総会に提案した議案と同じ内容の議案であるが、取締役会が一時的に不採用にしたので、再度提案するものである。

『東京電力（株）福島第一原子力発電所内の東芝製機器に関し、以下の事項（1）から（12）についての情報を官報に開示すること。

（1）1970年代、東芝が製造した原子炉（マークI型）と同タイプ（マークI型）の原子炉の安全性がアメリカで問題になった。東芝においてもこの情報を入手したはずである。東芝においてどのような検討をし、どのような対策をしたかを明らかにすること。

（2）マークI型は建設コストを抑えるために、格納容器を小型化している。事故等により水素が発生し、格納容器から水素が建屋内へ濡れ出し、水素爆発する危険性が高い。東芝において、この水素爆発をいつごろから想定し、水素爆発の防止策を検討していたのか。また、水素爆発防止のためにどのような対策をしたのか。

（3）水素爆発等を防止するためのベントラインを複数設置しなかった理由は何か。

（4）地震時の電源喪失の可能性について、いつ、どのような検討をしたか。

（5）地震時の電源喪失の可能性が高いことをいつ、どのように東京電力に報告したのか。報告後、東京電力からいつ、どのような指示があったのか。

（6）非常用ディーゼル発電機をタービン建屋の地下に設置した理由は何か。水没することを検討しなかったのか。

（7）2台目の非常用ディーゼル発電機を1台目と同じタービン建屋の地下に設置した理由は何か。なぜ別の場所（上層部）に設置しなかったのか。東京電力の意向か。同じ地下に設置すれば、同じ理由（水没等）で同時に故障する可能性が高いことを検討しなかったのか。

（8）非常時用の運転マニュアルを作成したのか。どのような非常時を想定していたのか。そして、それはどのような内容か。電源喪失時の運転マニュアルを作成していたのか。

（9）納入した製品に欠陥があることが分かったら、直ぐに連絡、修理、交換等すべきであるが、マークI型原子炉を有する原子力発電設備に欠陥がなかったと言えるのか。欠陥品と知りながら放置していたのではないか。

（10）マークI型原子炉を福島第一原子力発電所以外にどこかの発電所に建設したのか。そこでは、水素爆発等を防止するためのベントラインを複数設置したか。また、非常用ディーゼル発電機をどのように設置したのか。

(11) 東芝が建設した原子力発電設備で重大事故が発生したが、製造者として、社会的責任、道義的責任についてどのように考えているのか。法律では、事故の賠償責任は東京電力、国にあるから、責任について何も考えていないのか。

(12) 福島第一原子力発電所設備の設計時の地震、津波に関する想定値を示すこと。 』

(提案理由)

- ・事前質問書で上記事項を質問したが回答がなかったから。
- ・企業は製品に最後まで責任を持つべきであるから。
- ・重大事故を起こした原因を作ったにもかかわらず、事故を起こした原子力発電設備についての情報を開示しないから。

○第5号議案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第5号議案の株主提案について反対いたします。

本提案は、個別の業務執行に係る事項であり、定款の記載事項として適切ではありません。

なお、当社としては、福島第一原子力発電所で生じた事態に関しては、政府及び東京電力(株)の要請を受けて、事態収束と安全確保に向けた協力支援を、全社を挙げて適切に実施していく所存です。

以 上

インターネットによる議決権行使に当たってのお願い

●インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご投票ください。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する次の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>
2. インターネットにより議決権を行使される際は、議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従い、まず議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードをご入力ください。その上で、同用紙右片に記載のパスワードを用いて、株主様が設定される新しいパスワードを入力されますと、投票が可能になります。
3. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
4. 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

●パスワードのお取り扱いについて

1. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関するのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
2. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
3. 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、メイン画面にアクセスできなくなります。
4. パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続願います。

●議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム条件を満たすことが必要です。

1. パソコンを用いる場合
 - (1)ハードウェアの条件
 - ①インターネットにアクセスできる状態であること
 - ②画面の解像度が横 800 ドット×縦 600 ドット (SVGA) 以上のモニターを使用できる状態であること
 - (2)ソフトウェアの条件
 - ①マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー (Microsoft® Internet Explorer) Ver.5.01 Service Pack 2以降のバージョンをインストール (導入) 済みであること
 - ②株主総会招集ご通知、株主総会参考書類や第175期報告書をインターネット上でご覧になる場合は、アドビシステムズ社アドビアクロバットリーダー (Adobe® Acrobat® Reader®) Ver.4.0以降のバージョン又はアドビリーダー (Adobe® Reader®) Ver.6.0以降のバージョンをインストール済みであること

※Microsoft®及びInternet Explorerは、マイクロソフト社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は、アドビシステムズ社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
- (3)議決権行使ウェブサイトはポップアップ機能を使用しております。ポップアップブロック機能等ポップアップ機能を自動的に遮断する機能を利用されている場合は、当該機能を解除又は一時解除の上、議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

2. 携帯電話を用いる場合

次のサービスが受信可能で、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL (<http://www.web54.net>) を直接入力いただくか、議決権行使書用紙に表示されているQRコードをご利用いただくことによりアクセス願います。

①iモード

②EZweb

③Yahoo!ケータイ

※iモードは(株)NTTドコモ、EZwebはKDDI(株)、Yahoo!は米国ヤフー社、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル(株)、QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標、商標又はサービス名です。

●操作方法等がご不明な場合

インターネットによる議決権行使に関するパソコン、携帯電話等の操作方法又は対応機種がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行(株) 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120 (652) 031 (フリーダイヤル)
(午前9時～午後9時)

其他のご照会につきましては、下記にお問い合わせください。

①証券会社等に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社等にお問い合わせください。

②証券会社等に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行(株) 証券代行部
電話 0120 (78) 6502 (当社専用フリーダイヤル)
(午前9時～午後5時、土日を除く。)

以 上

株主総会会場ご案内図



会場：国技館（東京都墨田区横網一丁目3番28号）

交通

- ・JR総武線 「両国駅」西口から徒歩約2分
- ・都営地下鉄大江戸線 「両国駅」A3・A4出口から徒歩約8分

国技館にはご利用いただける駐車場はございませんので、電車等公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。